議員定数を25から22へ

合併後初めて議員報酬改定される

12月議会では、議会改革の一環として市議会議員の定数を25人から22人とする議員提案による条例案を可決しました。

　また、市特別職報酬等審議会からの答申を受けて提案された議員報酬を改定する条例案も可決。合併後初めて議員報酬が改定されることになりました。

議会改革検討委員会で議論

　市議会では、適正な議員定数などの検討を行うために、令和５年に議会改革検討委員会を設置し、県内および全国の類似市の状況を分析するとともに、議員のなり手不足や、女性・若者をはじめとする多様な議員構成について、さまざまな観点から議論を重ねてきました。

　検討委員会では、適正な議員定数を検討するために、関係性が深い議員報酬や政務活動費のあり方についても言及し、監視機能、住民意思の反映、政策立案など議会の役割の観点から、常任委員会の数、人口比率・推移、市の面積、二度の合併や市民感情などを踏まえ、現在の定数から３人削減し、22人とすべきとの結論に至りました。

　また、議員報酬については、合併以降一度も改定されていないことから、特別職報酬等審議会の開催を求め政務活動費の改定は見送ることとし、委員会から議長に答申され、このたびの条例改正案が提出されたものです。

報酬等審議会から答申

　市議会議員の報酬額については、東近江市特別職報酬等審議会で審議され、令和６年９月に答申書が市長に提出されました。

　審議会では、議会改革検討委員会からの報告および合併後の議員定数、報酬の推移、他市の状況などをもとに、昨今の社会経済状況を踏まえて、市議会議員の職務・職責にふさわしい報酬額について議論がなされ、

●合併以降約20年間報酬改定がされていない。

●市民のニーズも多様化・複雑化している中、市民の代表として議員に対する高い質と量　の活動が求められている。

●議会改革検討委員会において、議員定数３人削減などの改革努力も伺える。

といった意見を総合的に勘案された結果、現行より議長は４万円、副議長および議員は３万５千円の増額を答申されたものです。

討論「東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

反対討論

山中　一志 議員

　東近江市議会基本条例には、「二元代表制のもと、東近江市議会は市長と緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において自治体の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない」とある。

　定数を２５人から２２人に削減すると、議員一人当たりの人口が４，４７０人から５，０８０人になり、議員がさらに多くの人口をカバーすることになる。

　このことは、①民意が議会へ届きにくくなり、多様な民意を反映・集約し、合意形成を果たすという議会機能の低下につながる。②定数削減は、議会が独立・対等の立場で自治体の事務執行の監視及び評価を行うという議会機能の低下につながる。③議員負担が増え、議員のなり手不足の解消につながらない可能性がある。

　以上、本改正案は議員自らが議会機能の低下を容認するものであり反対する。

賛成討論

西澤　由男 議員

　令和５年度に東近江市議会改革検討委員会を設置し、適正な議員定数などについて何度も検討を行い、「現在の定数２５人から３人を削減した２２人とするべき」との考えに至った経過がある。

　東近江市議会基本条例の中で、「議員定数の改正に当たっては、市民の意思、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする」とされており、近年の人口が徐々に減少する状況において、この先の持続可能な市政運営を考えれば、市民の意思はもちろんのこと、市政の現状や課題、将来予測を踏まえると、定数削減は必然であると考える。

　なお、今までと変わらず民意が十分に反映でき、また行政に対する監視能力が低下しない範囲で 適切な定数を確保することと併せて、３つある常任委員会の構成やその運営に支障をきたさないことも考慮すると、この度の議会改革においては、提案された議案のとおり「議員定数を２２人にすべき」とすることを妥当と考え賛成する。